

市第 112 号議案

区民文化センターの指定管理者の指定

次のように区民文化センターの指定管理者を指定する。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見区民文化センター	西区岡野二丁目 6 番 6 号	神奈川共立・ハリマビシステム 共同事業体 代表者 株式会社神奈川共立 代表取締役 大久保 芳一 社 長	平成28年 4 月 1 日か ら平成33年 3 月31日 まで
横浜市神奈川区民文化センター	神奈川区栄町 5 番地の 1	相鉄エージェンシー・清光社 共同事業体 代表者 株式会社相鉄エージェンシー 代表取締役 三浦 彰久 社 長	同
横浜市港南区民文化センター	港南区上大岡西 一丁目13番 8 号	京急グループ共同企業体 代表者 株式会社京急アドエンタープ ライズ 代表取締役 亀卦川 悟 社 長	同
横浜市旭区民文化センター	神奈川区栄町 5 番地の 1	相鉄・神奈川共立共同事業体 代表者 株式会社相鉄エージェンシー 代表取締役 三浦 彰久 社 長	同
横浜市栄区民文化センター	西区岡野二丁目 6 番 6 号	神奈川共立・J S S 共同事業 体 代表者 株式会社神奈川共立 代表取締役 大久保 芳一 社 長	同

横浜市泉区民文化センター	同	神奈川共立・相鉄企業共同事業体 代表者 株式会社神奈川共立 代表取締役社長 大久保 芳一	同
--------------	---	---	---

提 案 理 由

横浜市鶴見区民文化センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

神奈川共立・ハリマビステム共同事業体の構成員

- 1 西区岡野二丁目6番6号
株式会社神奈川共立
代表取締役社長 大久保 芳 一
- 2 西区みなとみらい二丁目2番1号
株式会社ハリマビステム
代表取締役社長 鴻 義 久

相鉄エージェンシー・清光社 共同事業体の構成員

- 1 神奈川区栄町5番地の1
株式会社相鉄エージェンシー
代表取締役社長 三 浦 彰 久
- 2 中区山下町1番地
株式会社清光社
代表取締役社長 鈴 木 良 一

京急グループ共同企業体の構成員

- 1 港南区上大岡西一丁目13番8号
株式会社京急アドエンタープライズ
代表取締役社長 亀卦川 悟
- 2 東京都杉並区下高井戸1丁目18番12号
株式会社クラフト
代表取締役社長 鈴 木 秀 典
- 3 港南区上大岡西一丁目6番1号

京急サービス株式会社

代表取締役社長 佐々木 久 雄

相鉄・神奈川共立共同事業体の構成員

- 1 神奈川県栄町 5 番地の 1

株式会社相鉄エージェンシー

代表取締役社長 三 浦 彰 久

- 2 西区北幸二丁目 9 番 14 号

相鉄企業株式会社

代表取締役社長 佐 武 宏

- 3 西区岡野二丁目 6 番 6 号

株式会社神奈川共立

代表取締役社長 大久保 芳 一

神奈川共立・J S S 共同事業体の構成員

- 1 西区岡野二丁目 6 番 6 号

株式会社神奈川共立

代表取締役社長 大久保 芳 一

- 2 東京都大田区大森南 2 丁目 18 番 2 号

株式会社ジェー・エス・エス

代表取締役社長 二 神 静 枝

神奈川共立・相鉄企業共同事業体の構成員

- 1 西区岡野二丁目 6 番 6 号

株式会社神奈川共立

代表取締役社長 大久保 芳 一
2 西区北幸二丁目 9 番 14 号

相鉄企業株式会社

代表取締役社長 佐 武 宏

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）